令和５年度平川市展示商談会等助成事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１　市は、独自の技術・製品及び工芸品の販路拡大と新規需要開拓を促進するために、市内の中小企業者等が商談会等へ出展することを支援し、もって本市産業の活性化と発展に資することを目的に、予算の範囲内において、平川市展示商談会等助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、平川市補助金等の交付に関する規則（平成１８年平川市規則第５３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）中小企業者等　次のいずれかに該当するもの。

ア　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者

イ　アに準じるものとして市長が認める者

（２）商談会等　県外で開催される展示会、見本市等であって、受注拡大・販路開拓の効果が見込めるものをいう。ただし、市が参加するイベント等に出店する場合は県内で開催されるものも対象とする。

（補助対象者）

第３　補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

（１）次のいずれかに該当するもの。

ア　市内に本社又は主たる事業所を置く中小企業者等

イ　その他市長が適当と認めるもの

（２）住民税等に滞納がないこと（個人事業主の場合は世帯員全員を含む）。

（補助対象経費）

第４　この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、商談会等に要する経費のうち別表のとおりとする。ただし、消費税は補助対象経費としない。

２　前項の規定に関わらず、本補助金の交付申請以前に着手している事業は除くものとする。ただし、やむを得ないと認める事情がある場合はこの限りではない。

（補助金額及び補助率）

第５　補助金の額は、補助対象経費の２分の１以内とし、２００千円を限度とする。

２　前項の規定により算出された補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

３　補助金の交付は、１補助対象者当たり１年度につき１回までとする。

（申請書等）

第６　補助金の交付を受けようとする者は、規則第３条第１項の規定により、平川市展示商談会等助成事業に係る補助金等交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（１）事業計画書（様式第２号）

（２）収支予算書（様式第３号）

（３）当該団体の定款、規約等（展示装飾費のみの場合不要）

（４）市内に住所を置く申請者の場合は、住民税等収納状況調査同意書

（５）市外に住所又は本社を置く申請者の場合は、個人事業者は申請者及び世帯員全員に係る住民税等の納税証明書、法人は住民税等収納状況調査同意書

（６）出展する商談会等の内容が分かる書類

（７）出展する製品等に関する書類（商品説明書、仕様書、カタログ、パンフレット等）

（８）その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第７　規則第１２条に規定する実績報告は、補助事業の完了後３０日以内または令和６年３月２９日のいずれか早い期日までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

（１）実績報告書（様式第５号）

（２）事業実績書（様式第６号）

（３）収支精算書（様式第７号）

（４）補助対象事業の実施状況を示す写真や商談成果等

（５）補助対象経費の支払に係る領収書の写し等

（６）その他市長が必要と認める書類

（補助金の請求）

第８　補助金の交付を受けようとする者は、規則第１３条第１項の規定による補助金等の額の確定通知を受けた後に、平川市展示商談会等助成事業補助金請求書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

（帳簿及び関係書類の整理・保管）

第９　補助金の交付を受けた者は、収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第４関係）

補助対象経費

経費区分	内　訳
1　出展料	小間代など出展に際してかかる経費
2　展示装飾費	小間を飾り付けるための経費 テーブルクロス、のぼり旗、看板、のれん等 （市が参加するイベントに出店のある場合のみ県内でも認める）
3　搬送費	展示品の搬送に要する経費
4　交通費	(1)公共交通機関を利用した際の経費 (2)高速道路を利用した際の経費 （交通費は２人分までとする。）
5　宿泊費	(1)宿泊に要した経費又は１人１泊１万円のいずれか低い額 (2)展示会等の開催日の前後日を含めた泊数により算定した額を上限とする。 (3)食事代は対象外とする。ただし、宿泊費に食事代が含まれている場合は対象とする。 （宿泊費は２人分までを上限とする。）
6　資料制作費	広告宣伝（カタログ、パンフレット等の制作）に要する経費

※ 消費税は補助対象経費としない